

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（531））

2. 日時：平成29年12月12日 10時30分～12時00分

13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他16名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日のヒアリングにおける提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 大物搬入口建屋の耐震重要度分類の整理における「内側扉開放及びLOCA発生時に判断目安に到達する継続時間」について、「LOCAの発生確率」と「内側扉が開の時間」を分けて整理すること。また、「継続時間」を算出する主旨が分かるよう提示すること。
- 大物搬入口建屋の耐震重要度分類の整理における「内側扉開放及びLOCA発生時に判断目安に到達する継続時間」について、基準地震動Ss、弾性設計用地震動Sdと、耐震Cクラス設計用地震力を超える地震に関する検討とを分けて整理すること。
- 大物搬入口建屋の耐震重要度分類の整理における検討のうち、地震PRAにおける地震加速度についての設定を説明すること。
- 常設代替高圧電源装置置場の断面選定において、強軸断面方向と判断できる図面を提示すること。また、機器配管設計用床応答曲線作成の観点も含め断面選定を行うこと。

- 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造の変遷に関し、構造変更に至った経緯及び構造成立性の検討における評価条件（荷重伝達経路を踏まえた荷重設定の代表性、網羅性等）について記載を充実すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の審査資料に係る誤記の発生を踏まえた再発防止の対策について